

## あったか子育てきょうと表彰要領

### (目的)

第1条 この要領は安心して子育てができる環境を整備するため、仕事と生活が両立する社会の創出をはじめ、子育てしやすい社会づくりに取り組む企業・団体を表彰し、その取組を広く紹介し、普及を図ることを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰は、府内に本社又は主要な事業所を置く企業・団体及び府内に活動拠点を置く団体であって、以下に掲げる部門に該当するものについて表彰する。

#### (1) 子育てにやさしい企業部門

「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行っている企業で、子育てしやすい働き方を選択できる社内制度を整えるとともに、その制度を利用した社員の実績があるもの

#### (2) 地域貢献部門

子育て中の家庭が安心して外出できる施設づくりや地域活動等を通じて子育て支援に積極的に取り組むもの

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、原則として毎年1回、知事が賞状を贈って行う。

### (被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、第2条各号の要件に該当するもののうちから、あったか子育てきょうと表彰審査会の意見を聞き、知事が決定する。

### (庶務)

第5条 審査会の庶務は、健康福祉部こども・青少年総合対策室で行う。

### (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は平成19年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成20年2月22日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成21年1月8日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成26年8月28日から施行する。

#### 附 則

この要領は平成29年5月22日から施行する。

#### 附 則

この要領は令和元年10月1日から施行する。